

I. 社会教育主事課程

社会教育主事とは、地域住民の多様な学習・文化活動を側面から援助することを目的とした社会教育行政の職員として、都道府県及び市区町村の教育委員会事務局に配属される職員です。社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることを職務内容としており、このことは社会教育法によって規定されています。

専門的教育職員とされているので、地方公共団体によっては、特別採用を行う場合もありますが、通常は一般職として採用し、のちに本人の希望その他により社会教育の職場に配属となる形をとる例が多いようです。また、社会教育・生涯学習関係の団体、企業等において社会教育主事資格を有することを条件として職員として勤務する例もみられます。

なお、本学で所定の単位を修得した場合、「社会教育主事となるための単位修得証明書」を卒業時に交付します。

【履修上の注意】

場合によって、受講人員の制限や、受講科目の指定を行うことがあります。

【社会教育主事課程開講講座表】

法令上の科目		大学における開講科目			開講学年				履修方法	備考
科目名	単位数	科目名	開講	単位	1	2	3	4		
生涯学習概論	4	生涯学習概論ⅠA	半期	2			○		8単位必修	
		生涯学習概論ⅠB	半期	2			○			
社会教育計画	4	社会教育計画Ⅰ	半期	2			○			
		社会教育計画Ⅱ	半期	2			○			
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 のうち 一以上の科目	4	社会教育演習Ⅰ	半期	2			○		4単位以上 選択必修	
		社会教育演習Ⅱ	半期	2			○			
		社会教育実習Ⅰ	半期 集中	2				○		
		社会教育実習Ⅱ	半期 集中	2				○		
		社会教育課題研究Ⅰ	半期	2				○		
		社会教育課題研究Ⅱ	半期	2			○			
社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会 教育)	社会教育特講 Ⅰ～Ⅲ	青少年問題と社会教育Ⅰ	半期	2			○		4単位以上 選択必修	
		青少年問題と社会教育Ⅱ	半期	2			○			
		成人教育Ⅰ	半期	2			○			
		成人教育Ⅱ	半期	2			○			
		人権教育論	半期	2			○			
		家庭教育論	半期	2		○				
		ジェンダーと社会教育	半期	2			○			
現代社会と社会教育	半期	2				○				
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・ 事業・施設)	12	社会教育施設Ⅰ	半期	2			○		4単位以上 選択必修	
		社会教育施設Ⅱ	半期	2			○			
		企業内教育Ⅰ	半期	2			○			
		企業内教育Ⅱ	半期	2			○			
		図書館概論	半期	2			○			
		図書館制度・経営論	半期	2			○			
		博物館概論	半期	2		○				
		博物館情報・メディア論	半期	2			○			
社会教育事業と活動	半期	2				○				

(次頁に続く)

法令上の科目		大学における開講科目			開講学年				履修方法	備考																										
科目名	単位数	科目名	開講	単位	1	2	3	4																												
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	社会教育特講Ⅰ～Ⅲ 12	教育の原理 ^{※1}	半期	2	○				4単位以上 選択必修	教職課程科目																										
		教育と社会 ^{※1}	半期	2	○					4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																									
		マスコミュニケーション論ⅠA	半期	2				○				4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																							
		マスコミュニケーション論ⅡA	半期	2				○						4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																					
		日本美術史A	半期	2	○											4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																			
		日本美術史B	半期	2	○													4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目																	
		現代文化論 ^{※2}	半期	2				○												4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目															
		映像文化論 ^{※2}	半期	2				○														4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目													
		少年法A ^{※3}	半期	2				○																4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目											
		少年法B ^{※3}	半期	2				○																		4単位以上 選択必修	文学部 専門教育科目									
		消費者法	半期	2				○																				4単位以上 選択必修	法学部 専門教育科目							
		地方自治論A ^{※4}	半期	2				○			4単位以上 選択必修																			法学部 専門教育科目						
		地方自治論B ^{※4}	半期	2				○					4単位以上 選択必修																		法学部 専門教育科目					
		行政学A	半期	2				○							4単位以上 選択必修																	法学部 専門教育科目				
		行政学B	半期	2				○									4単位以上 選択必修																法学部 専門教育科目			
		地域社会問題入門	半期	2				○											4単位以上 選択必修															法学部 専門教育科目		
		消費者主権の経済学 ^{※5}	半期	2				○													4単位以上 選択必修														経済学部 専門教育科目	
		消費情報教育 ^{※5}	半期	2				○															4単位以上 選択必修													経済学部 専門教育科目
		社会保障の基礎	半期	2	○																				4単位以上 選択必修											
		少子高齢社会と社会保障 ^{※6}	半期	2				○																			4単位以上 選択必修									
地域教育社会学	半期	2				○	4単位以上 選択必修	人間開発学部 専門教育科目																												
地域社会と健康指導	半期	2				○			4単位以上 選択必修	人間開発学部 専門教育科目																										
健康管理論	半期	2	○									4単位以上 選択必修																	人間開発学部 専門教育科目							
体育社会学	半期	2	○											4単位以上 選択必修																人間開発学部 専門教育科目						
計	24	計		24																																

○で示す開講学年で履修することが望ましいが、その学年以降であれば履修することができる。

※1 教職課程履修者のみ履修できる。

※2 日本文学科の学生のみ履修できる。

※3 法学部の学生のみ履修できる。

※4 経済学部の学生は履修できない。ただし、経済学部専門教育科目「地方自治Ⅰ」を修得した場合は「地方自治論A」、「地方自治Ⅱ」を修得した場合は「地方自治論B」の単位として充当できる。

※5 経済学部の学生のみ履修できる。

※6 史学科・哲学科、法学部、経済学部、神道文化学部の学生のみ履修できる。